マルハナバチの利用と規制についての経緯

年	事項
1987年	ベルギーにて大量増殖に成功し起業、マルハナバチ産業が始まる
1991年	オランダでトマトへの普及率 100%を達成
	セイヨウオオマルハナバチ(以下セイヨウ)の試験輸入を開始
1992年	セイヨウの日本での本格利用が始まる
	セイヨウの国内増殖が開始される
1993年	生態学者によるセイヨウオオマルハナバチの生態系リスクの指摘
	(加藤真, 1993 ミツバチ科学, 14: 110-114.)
1996年	セイヨウの自然巣が野外ではじめて発見される(北海道紋別町)
1998年	国内2例目のセイヨウの自然巣の発見(島根県)
1999年	クロマルハナバチの産業利用が始まる
2004年	外来生物法制定(2004年成立、2005年施行)
~2005年	特定外来生物等分類群専門家グループ会合(昆虫類)セイヨウオオマル
	ハナバチ小グループ会合においての検討
	「農業生産の技術指導について」(農林水産省大臣官房技術総括審議官
	通知) においてセイョウを飼養する際の飛散防止ネットの使用及び使用
	済み巣箱の適正処理について指導
	東京大学等における北海道でのセイヨウの防除が開始(2005年)
2006年	セイヨウを特定外来生物に指定、飼養等の規制が開始
	(指定時に営んでいた農家等は生業の維持の目的で施設基準等を満た
	していれば許可を受けて使用することが可能)
2009年	セイヨウの飼養等許可を受けた農家に対する抽出調査の開始
2012年	中央環境審議会意見具申における不適切な管理状況と、マルハナバチの
	利用方針及び飼養等許可の運用方針の再検討に関する指摘
	農林水産省が指導徹底を各農政局及び各都道府県(農政局を通じて)に
	通知
2013年	環境省と農林水産省が連携し、各農政局、地方環境事務所及び各都道府
	県に指導徹底と調査を依頼
2015年3月	環境省・農林水産省・国土交通省による「外来種被害防止行動計画」を
	公表。産業において利用される外来種の適正管理の徹底についての具体
	的行動を明記*1
	同時に、環境省・農林水産省による「生態系被害防止外来種リスト」を
	公表。セイヨウを、適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理
	外来種)に位置付け
2015年12月	北海道では、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき、クロールのサバス、オオカストルトバス(正年カカストルトバスに関え)な「北
	マルハナバチ、オオマルハナバチ(亜種オオマルハナバチに限る)を「指
	定外来種」に指定*2

- *1行動計画におけるセイヨウに関する記載内容
 - •セイョウの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的形質を持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出がおこなわれた場合は、自然分布域外への導入や地域集団の遺伝的撹乱のおそれがあることから、これらの実態を把握し、セイョウや代替種に関する利用方針を検討していく。(環境省、農林水産省)
 - •セイヨウの飼養等施設の適正な管理の徹底及び<u>在来種への転換を推進する</u> ため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布する。(農林水産省)
 - ●セイヨウの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発 を行う。(農林水産省、環境省)
 - •普及指導員向け説明会等においてセイョウの適正飼養管理について周知を 徹底し、現場レベルでの対応を依頼していく。さらに、施設園芸農家向けの 補助事業において、セイョウの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件とし ていく。(農林水産省)
 - 「モニタリング 1000」事業の一部として高山帯のマルハナバチ類を各生態系の指標となる生物種の個体数の変化等のデータを収集し、指標生物群の種組成や個体数等を定量的に調査する。(環境省)
- *2指定外来種の規制は、適切な飼養等、放つこと等の禁止、販売業者の説明義務であるが、北海道では今回指定した指定外来種のうち、特に未導入又は侵入初期の段階にある5種(クロマルハナバチ、オオマルハナバチを含む)について、道内への導入自粛を要請している。